

# 広報 やいづ

No. 126

昭和35年7月1日発行

昭和27年7月10日  
第3種郵便物許可  
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所  
編集兼 増井弘  
発行人  
印刷所 蒔田印刷所  
定価 2円

R 第一放送……毎週月曜日の午前四十五分から「焼津市のたより」があります。



## 市長サン 良い子たちを訪問

田植でこの農家も目のまわるといふ忙しい季節を迎えました。

ことしも市では農繁期の託児所を設け、手のかかるお父さんをお助けしています。

さる六月二十四日市長は、

連合婦人会長、福祉事務所長らと市内六カ所の託児所の良い子たちを訪問しました。

【写真・大島作業所にて良い子たちに囲まれた市長】

## 国民年金だより

### 拠出制国民年金制度とは

ふつう、貧困におちいる原因に「病氣」「失業」「老令」「療疾」それに「生計中心者の死亡」があげられます。このうち、病氣と失業とは、その状態がなくなれば再び貧困からぬけることができず。

そのうえ、これらに対しては健康保険、国民健康保険や失業保険など比較的ととのった制度があります。

一方、老令、療疾、生計中心者の死亡ということは、多くの場合長期間所得が得られなかったり、あるいは永久になくなるという、みじめな状態におちいることを意味します。

このような場合、会社や役所につとめている人には厚生年金保険や恩給などの制度によって老令年金や障害年金や遺族年金が支給され安心して働くことができるようになっていきますが、農林漁業者や零細な自営業者その従事者など国民の大多数の人々にはこのような所得の保障制度がありませんでした。

これらのことから、国民すべてが若くして働ける間に老

後や思いがけない事故に備えるという考え方に基いて国民が一定の保険料を納め国家がその二分の一の額を出して、国民の生活の安定がそなわれることを国民共同連帯によって防止しようとするのが拠出制国民年金制度です。

### 七月に全世帯調査

拠出制年金制度は明年4月1日から実施されますが、その前段階として今月に全世帯調査、十月から強制加入者は資格取得届、任意加入者は資格取得申請書または資格取得承認申請書を市町村に提出して国民年金手帳の交付を受けることとなります。

### どのような人が

#### 加入できるか

- ① 拠出制国民年金に加入する人（被保険者といえます）は
- ② 日本国内に住所を有する
- ③ 20才以上60才未満の者
- ④ 日本国民であることが基本的な条件です。被保険者には強制加入と任意加入があります。
- ⑤ ①～④の条件を満たす人

前記の三条件を具えているか

人で、次のどれにもあてはまらない人は、すべて強制加入となります。

- (1) 恩給や厚生年金保険などの公的年金制度によって保障を受ける本人及び配偶者。
- (2) 大学、高等学校の学生、生徒（ただし定時制、通信教育、夜間の課程の学生、生徒は含まれません）
- (3) 明治44年3月31日以前に生まれた人（拠出制がはじまる昭和36年4月1日現在50才をこえる人）

⑥ ①～④の条件を満たす任意に加入することができるか

- (1) 明治44年4月1日以後に生れた遺族年金の受給権者、公的年金適用者の配偶者、学生、生徒。
- (2) 明治39年4月1日から明治44年3月31日までに生れた人（拠出制がはじまる昭和36年4月1日現在50才をこえない人）

特にこれらの人は明年3月

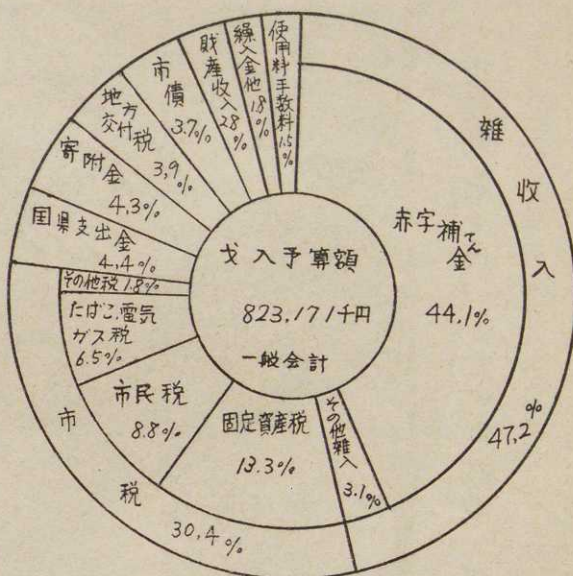
（以下2面へつづく）

入 戈

# 予算執行の状況

## 昭和34年10月1日～昭和35年3月31日

- ◇市では毎年、前半期と後半期の二回にかけて予算の執行状況をみなさんに公表しています。今回は昭和三十...
- ◇四年十月一日からことしの三月三十一日までのもので...
- ◇六月一日に公表されたものです。



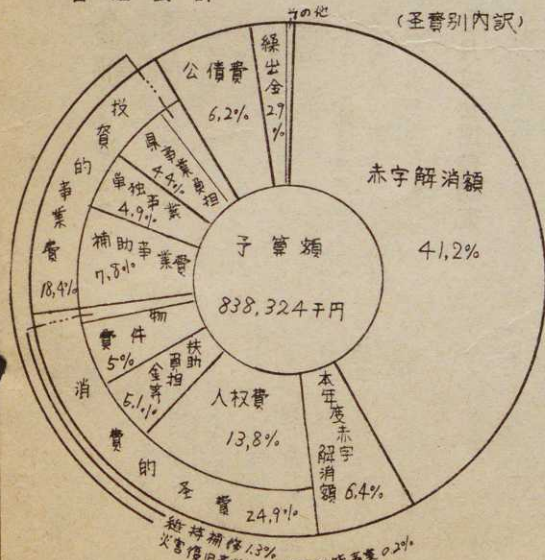
### 財政事情のあらまし

前半期で公表のとおり市に三億九千七百七十八千円の赤字が生じてしまったため、県、自治庁等と協議の結果、財政再建促進特別措置法の準備を受けることになりました。九月には再建計画書を作成し、赤字額に対しても政府の融資も内定しましたので、十

月に再建の基本方針に基づいて予算を全面的に更正し、三億九千七百七十八千円の赤字額を九九年で解消することになったものです。

今号はそれらの事情を含めた予算の執行状況を図表をもってお知らせします。

### 普通会計



### 自衛官募集

### 主婦の生活 状態調査

(一面からつづく)

31日に資格取得の申し出をしないと加入は認められませんが、せんからご注意ください。

したがって、被用者年金各法の被保険者と明治39年3月31日以前に生れた人(拠出制がはじまる昭和36年4月1日現在55才をこえる人)はどうしても拠出制国民年金制度に加入できないことになるわけです。

#### 保険料はどれくらい納めどんな方法で納めるか

◎保険料は  
20才から34才までの人：月額一〇〇円  
35才から59才までの人：月額一五〇円

◎被保険者の納めた保険料にその2分の1に相当する額を国庫が加え、それを積立てて将来の給付(年金の支払)に当てます。

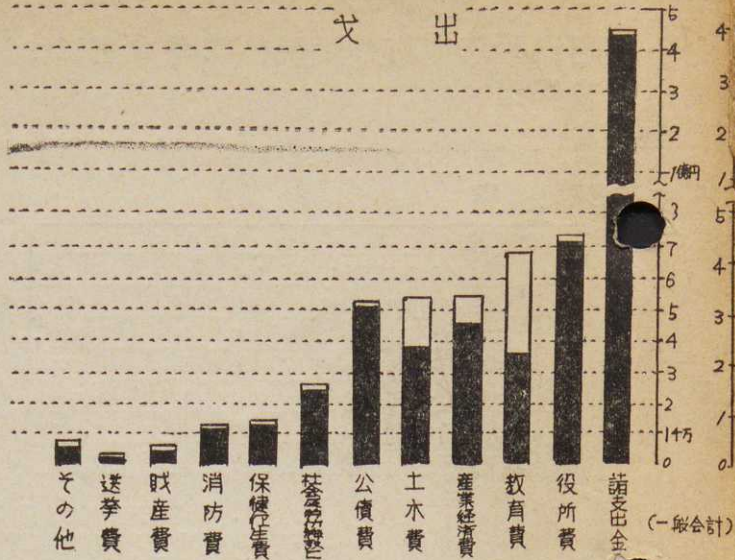
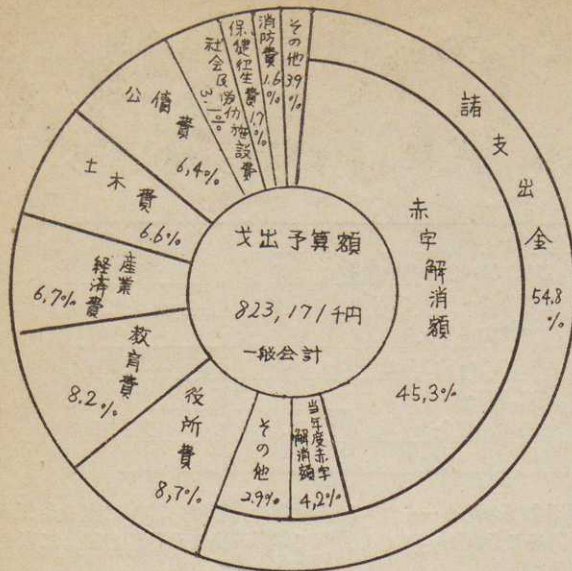
#### 旧軍人・軍属の恩給と扶助料について

◎改定請求  
旧軍人・軍属と、その遺族の恩給及び扶助料をすでに受給中(大正5年生れ以前)の者、及び恩給裁定後死亡した公務員の遺族の者で恩給裁定後に再在職(拘禁期間を含む)があり通算裁定を受けていない者は改定請求を八月一日までに市役所を通じて請求してください。

◎通算新給与  
旧軍人軍属で、短期実在職年を通算すると、最長恩給年限に達する人は七月一日から新権発生として請求することがあります。

◎こまかい事は市役所福祉事務所でおたずねください。

◎保険料を免除される人は生活保護法の適用者や身体障害者、寡婦等で年間所得が13万円以下の人や生活が著しく困難な人は、保険料の免除が認められます。



昭和34年予算額会計別概要

(単位千円)

会計別	9月末現在		追加更正		現計		収入		支出		差引	収入	支出	備考
	予算額	予算額	予算額	予算額	A	B	A-B	歩合	歩合					
一般会計	464.135	359.036	823.171	782.305	757.079	25.226	95.0	92.0						
国保会計	45.278	4.963	50.241	42.257	39.701	2.556	84.1	79.0						
東益津診療所会計	3.386	635	4.021	3.593	3.494	99	89.4	86.9						
和田診療所会計	3.000	△ 568	2.432	2.435	2.120	315	100.1	87.2						
公益質屋会計	7.705	0	7.705	5.896	6.058	△ 162	76.5	78.6						收支不足分一般 会計より一時繰替
簡易水道会計	429	80	509	475	126	349	93.3	24.8						收支不足分一般 会計より一時繰替
し尿処理会計	14.232	921	15.153	13.141	14.584	△ 1.443	86.7	96.2						
競輪会計	253.187	△ 253.086	101	98	56	42	97.0	55.4						
宅地造成会計	0	15.425	15.425	14.501	13.922	579	94.0	90.3						



いま自衛隊では、陸、海、空自衛官の募集をしています。満十八才以上、二十五才未満の身心強健な男子なら誰でも応募することができます。自衛官になると、いろいろな技術を身につけることができ、除隊後の就職の道が開けます。

志を立てたらいますぐでも志願してください。申し込みや、不明な点の問い合わせは市民課へどうぞ。

住民登録届出励行

週間はじまる

七月一日から「住民登録届け出励行週間」がはじまります。

よその市町村へ転出するときや、焼津市へ引越して来た時は、その日から十四日以内に市民課へ届け出をしなければなりません。

この住民登録がしてないと、いろいろな調査の時に困るばかりでなく、お子さんの入学ができなくなったり、各種の予防注射も受けられませんし大切な選挙の時も投票することができなくなります。「届け出」は必ず励行しましょう。

刊行物案内

統計季報：第三十七号  
昭和三十年一、二、三月中における焼津市の自然、産業経済等をとらえたもの

庵原郡の婦人会では、町と農村の主婦たちが一日をどのよに過ごしているか、主婦の生活状態調査を実施した。この結果、▽町の俸給生活者の主婦、▽家事11時間20分、生産2時間15分、自由な時間5時間10分、睡眠7時間40分、▽商家の主婦、家事7時間38分、生産6時間44分、自由時間3時間30分、睡眠7時間25分、▽町の農家、家事5時間25分、生産8時間15分、自由時間3時間18分、睡眠7時間22分、▽農村、家事6時間18分、生産7時間38分、自由時間3時間5分、睡眠7時間18分となっている、町と村で共通している点は、ただ睡眠時間だけ職業によって主婦の生活もさまざまなのかわかる。

ガラスをふいて 明るい光を

美しい空の色や木々のみどり、そのまま眼にうつるように、くすんだ窓ガラスをきれいにふいておきたいものがある。朝の掃除のあと、日曜の朝など、一カ所ずつでもみがきあげる習慣をつけるとよい。

B5版、二六ページ(庶務課統計係発行)  
消防概況：第五号  
B5版五二ページ(焼津市消防本部発行)

昭和35年度市県民税の賦課方法については下記のとおりですから参考にしてください。

1、市民税について

税 率

課税標準	税率	控除額
30,000以下 <sup>円</sup>	2.8 <sup>%</sup>	0 <sup>円</sup>
30,000～60,000	3.2	120
60,000～90,000	3.6	360
90,000～120,000	4.0	720
120,000～150,000	4.4	1,200
150,000～180,000	4.8	1,800
180,000～220,000	5.2	2,520

課税標準	税率	控除額
220,000～260,000 <sup>円</sup>	5.6 <sup>%</sup>	3,400 <sup>円</sup>
260,000～300,000	6.0	4,440
300,000～350,000	6.4	5,640
350,000～400,000	6.8	7,040
400,000～500,000	7.2	8,640
500,000以上	7.5	10,140

課税標準

- 勤労控除...
  - 1. 給与収入金額の合計額が40万円までの場合……給与収入金額の20%に当る金額
  - 2. 給与収入金額の合計額が40万円をこえ80万円までの場合……{ 8万円に40万円をこえる額の10%に当る金額をを加えた金額
  - 3. 給与収入金額の合計額が80万円をこえる場合……12万円
- 割増勤労控除... 1. 給与収入金額の5%に相当する金額(その金額が2万円をこえる場合は2万円)
- 基礎控除.....90,000円

所得割の軽減

1. 扶養控除

扶養親族の順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位以降
軽減額	900円	750円	750円	650円	650円	550円

2. 納税義務者が該当するとき

- 障害者控除..... 550円
- 勤労学生控除..... 550円
- 未成年者、老年者控除..... 1,400円
- 寡婦及び障害者控除..... 1,400円
- 社会保険料控除 前年中に支払われた社会保険料(国民健康保険税を含む).....  $\frac{5}{100}$

均等割

均等割の軽減

1. 均等割を納付する義務がある扶養親族を2人以上有する者については 100円軽減
2. 均等割を納付する義務がある扶養親族については 100円軽減
3. 家業専従者については 100円軽減

2、県民税について

県民税所得割額..... 市民税所得割額 ×  $\frac{21}{100}$   
 県民税均等割額..... 100円

計算例

前年中の所得金額が50万円にして扶養親族が5人ある営業者の場合

(所得金額) (基礎控除) (課税標準額) (税率) (調整額) (算出所得割額) (扶養控除) (社会保険控除)  
**市民税** 500,000円 - 90,000円 = 410,000円 ×  $\frac{7.2}{100}$  - 8,640円 = 20,880円 - 3,700円 - 500円 =  
(市民税所得割額) (均等割) (市民税)  
16,680 + 400円 = 17,080円

(市民税所得割額) (税率) (所得割) (均等割) (県民税額)  
**県民税** 16,680円 ×  $\frac{21}{100}$  = 3,500 + 100円 = 3,600円

**市民税 県民税 年税額** 20,680円

(注) 社会保険料控除は10,000円支払った場合です。